

防災不燃木材連絡協議会ガバナンス

不燃木材による防災と持続可能な木材利用のための枠組み

はじめに

防災不燃木材連絡協議会は、不燃木材を活用した防災対策と持続可能な木材利用を推進するために建築・内装に木材の活用に関する活動（事業）を行うことによる、木材利用を普及・防災不燃木材の普及の為に設立された組織です。この協議会は、不燃木材業界を中心に関係建築業界、林業、研究機関、政府機関など多様なステークホルダーが協力して活動しており、安全で信頼される環境に優しい不燃木材の普及を目指しています。本稿では、この協議会のガバナンスに焦点を当て、その構造、役割、および活動内容について詳述します。

組織構造

防災不燃木材連絡協議会の組織構造は、以下の主要な要素から成り立っています。

総会

総会は、協議会の最高意思決定機関であり、全ての会員が参加します。総会では、協議会の基本方針、予算、事業計画など重要事項が審議・決定されます。また、総会は年に一度開催され、役員の選出も行われます。

幹部会

幹部会は、協議会の運営を担当する主要な機関であり、総会で選出された役員によって構成されます。幹部会は、協議会の事業計画の策定や実施、予算の管理、各WG（ワーキンググループ）の活動の監督などを行います。幹部会は定期的に開催され、協議会の運営に関する重要な意思決定を行います。幹部会の構成員は会長、副会長、参与、主査、監事、事務局長、事務局とする。

WG（ワーキンググループ）

協議会には、専門的な課題に対応するためにWGを設置します。WGは、技術開発、普及

啓発、政策提言などの各分野で活動し、幹部会に対して報告を行います。WG のメンバーは、各分野の専門家や関係者から選ばれます。

事務局（事務局長・会計）

事務局は、協議会の日常業務を担当する実務機関です。総会や幹部会、WG の運営サポート、会員間の連絡調整、情報発信などを行います。事務局は、(株) プラセラムに置き事務局長と会計が会計業務も担い、幹部会の指示の下で活動を行います。

役割と責任

防災不燃木材連絡協議会の各機関には、それぞれ明確な役割と責任を定めます。

総会の役割

総会は、協議会の基本方針を決定し、予算や事業計画の承認を行います。また、総会は役員の選出も行い、協議会の運営において重要な役割を果たします。総会は、会員全員の意見を反映させる場であり、協議会の方向性を決定する最高意思決定機関です。

幹部会の役割

幹部会は、総会で決定された方針に基づき、協議会の運営を実行する責任を負います。幹部会は、事業計画の策定や実施、予算の管理、WG の活動の監督などを行います。また、幹部会は総会に対して報告を行い、協議会の運営状況を共有します。

WG の役割

WG は、各分野の専門的な課題に対応するための機関であり、幹部会に対して助言や提案を行います。WG は、技術開発、普及啓発、政策提言などの活動を通じて、協議会の目標達成に貢献します。WG のメンバーは、専門知識や経験を持つ関係者から選ばれ、その知見を活かして活動を行います。

事務局の役割

事務局は、協議会の日常業務を担当し、各機関の円滑な運営をサポートします。事務局は、総会や幹部会、WG の運営サポート、会員間の連絡調整、情報発信などを行い、協議会の活動の実務面を担います。事務局は、事務局長及び事務局をおく(株) プラセラムにより構成され、幹部会の指示の下で効率的に業務を遂行します。

活動内容

1. 防災不燃木材業界の活性化
2. 防災不燃木材の認知・普及活動および紹介
3. その他本会の目的を達成するために必要な事項
4. 会員相互の情報交換

防災不燃木材連絡協議会は、不燃木材の市場開発と持続可能な木材利用を推進するために、様々な活動を行います。

技術開発

協議会は、不燃木材の技術開発に力を入れています。各種研究機関や企業と協力し、最新の技術を取り入れた不燃木材の開発を進めています。これにより、防災性能の向上と環境負荷の低減を実現しています。LCA の観点から不燃木材のリサイクル技術の開発も行います。

普及啓発

協議会は、不燃木材の普及啓発活動を積極的に行っています。セミナーやワークショップの開催、情報冊子の発行、ウェブサイトや SNS を活用した情報発信などを通じて、広く一般に不燃木材の重要性を伝えていきます。

政策提言

協議会は、政府機関や地方自治体に対して各議員連盟と政策提言を行い、不燃木材による防災対策と持続可能な木材利用の推進を図っています。協議会は、政策の策定や見直しに関する提案を行い、実効性のある施策の実現を目指しています。

組織構成員

役職	担当
会長	協議会全体の責任者
副会長	会長の補佐、特定のプロジェクトの監督
参与	特定の分野における協議会の責任者
監事	協議会の業務および財務の監査
WG 主査	プロジェクトや業務の詳細な監督・評価、WG の責任者

会計	協議会の会計業務を適切に行い、財務情報の透明性を確保する
アドバイザー	専門的な意見や助言の提供
事務局（事務局長）	日常業務の担当、総会や幹部会、WG の運営サポート、会員間の連絡調整、情報発信
事務局所在	（株）プラセラム

協議会ガバナンスガイドライン

協議会の透明性と効率性の確保（行動規範）

1. 目的

協議会ガバナンスガイドラインは、協議会の運営における透明性、公平性、効率性を確保し、協議会の信頼性を高めるための基本的な枠組みを提供することを目的とします。

2. 組織構成

会長

組織運営に関する基本方針を策定し公表する

副会長

会長を補佐し、協議会の運営に関する重要な意思決定に参加します。また、特定のプロジェクトやイニシアチブのリーダーシップを取ることもあります。

参与

協議会の運営に関する助言や提案を行います。参与は専門的な知識と経験を活かし、協議会の活動を支援します。また、会議やプロジェクトに積極的に参加し、意見交換や討議を通じて協議会の目的達成に寄与します。

主査

協議会のガバナンスを強化するための重要な役割を果たします。プロジェクトや業務の詳細な監督・評価を行い、ワーキンググループ（WG）の責任者としての役割を担います。主査は、各プロジェクトの進捗状況を定期的にレビューし、目標の達成度を評価します。また、必要に応じて改善策を提案し、協議会全体のパフォーマンス向上に貢献します。

監事

協議会の財務および業務の監査を担当し、透明性とコンプライアンスを確保します。監事は定期的に財務諸表を確認し、内部統制システムが適切に機能していることを確認します。また、業務運営の効率性や法令遵守状況を評価し、必要に応じて改善提案を行います。監事の役割は、協議会の信頼性を維持し、ステークホルダーの期待に応えることです。

アドバイザー

アドバイザーは、専門的な知識と経験に基づいた意見や助言を提供し、協議会の戦略的意思決定をサポートします。アドバイザーは独立した視点から協議会の活動を評価し、将来の課題や機会についての洞察を提供します。また、外部の専門家との連携を図り、最新の情報やトレンドを協議会に反映させる役割も担います。アドバイザーの行動規範には、透明性、公平性、責任感を持って意見を述べること、機密情報の適切な取り扱い、利益相反の防止などが含まれます。

会計

会計は協議会の財務管理を担当し、財務状況の健全性を確保します。会計のガバナンスガイドラインには以下の要素が含まれます。まず、透明性を維持するために、財務報告は定期的に関係者に提供されるべきです。次に、公平性を保ちながら予算の策定と執行を行い、協議会の資金が適切に使用されていることを保証します。また、責任感を持って財務監査を受け、法令順守および内部統制の強化に努めます。利益相反を防止するために、会計は個人的な利益を協議会の利益よりも優先しないことを誓約します。最後に、機密情報の取り扱いに関する厳格な方針を遵守し、財務データの保護に努めます。これらの原則に基づいて、会計は協議会の信頼性と持続可能な運営を支えます。

幹部会

幹部会は協議会の運営全般を指導し、戦略的な方向性を決定します。ガバナンスガイドラインには以下の要素が含まれます。まず、幹部会は公正性を維持し、協議会全体の利益を最優先に考えます。次に、透明性を確保するために、重要な決定事項はすべて関係者に適切に共有されます。また、責任感を持って業務を遂行し、各幹部は自らの行動に対して責任を負います。利益相反を防ぐために、個人的な利益が公的な利益を損なうことのないよう努めます。さらに、機密情報の取り扱いについて厳格な方針を遵守し、情報の漏洩や不正使用を防ぎます。これらの原則に基づき、幹部会は協議会の持続的な発展と信頼性の確保に貢献します。

事務局（事務局長）

事務局のガバナンスガイドラインには、以下の要素が含まれます。まず、透明性を維持するために、重要な業務の進捗状況や決定事項は関係者に適切に共有されます。次に、公平性を保ちつつ、事務局は協議会全体の利益を最優先に考え、業務を遂行します。責任感を持って日常業務を担当し、ミスや不備が生じた場合には迅速に対処します。利益相反を防ぐために、個人的な利益が協議会の利益を損なうことのないように努めます。また、機密情報の取り扱いについては、厳格な方針を遵守し、情報の漏洩や不正使用を防ぎます。これらの原則に基づいて、事務局は協議会の信頼性と持続可能な運営を支えます。

事務局所在

事務局は、株式会社プラセラムに所在し、協議会の運営を円滑に進めるための中心的役割を果たします。まず、所在地の選定は協議会の活動に最適な場所であることを基準とし、所在地における機密情報の取り扱いには厳格な指針があり、情報漏洩や不正使用を防止します。所在地は定期的に評価され、必要に応じて改善や変更が行われます。

3. 責任分担

各役職はそれぞれ明確な責任を持ち、相互に協力しながら協議会の目標達成に向けて努めます。

4. 意思決定プロセス

協議会の意思決定は、幹部会の合議によって行われます。重要な決定事項は、専門的なア

ドバイザーの意見を参考にし、公正かつ透明なプロセスに従って行います。

5. コミュニケーション

協議会内外の関係者との円滑なコミュニケーションを図り、情報の共有と意見交換を促進します。会員間の連絡調整は事務局が担当し、重要な情報は速やかに発信します。

6. モニタリングと評価

協議会の活動は定期的にモニタリングされ、実績と課題についての評価が行われます。主査はプロジェクトの進捗を詳細に監督し、必要に応じて改善策を提案します。

7. 改善と更新

行動規範定期的に見直され、必要に応じて改訂されます。協議会の環境やニーズの変化に対応し、常に最適な運営が行われるよう努めます。

8. 倫理とコンプライアンス

協議会は高い倫理基準を遵守し、すべての活動において法令を順守します。コンプライアンス体制を整備し、違法行為や不正行為の防止に努めます。

また、協議会のメンバーは、機密情報の取り扱いに関して厳格な管理を実施し、情報漏洩防止に努めます。

機密情報は、許可された関係者のみがアクセスできるようにし、安全な保管方法を確保します。

役職	責任
協議会メンバー	協議会の指導と監督 機密保持厳守
幹部会	重要な決定事項の合議 機密保持管理
事務局	連絡調整と情報発信
WG 主査	プロジェクトの進捗監督と改善提案
アドバイザー	専門的な意見の提供

9. 透明性の確保

協議会の運営は透明性を重視し、ステークホルダーに対して定期的に活動報告を行います。

財務報告や活動報告は公開され、必要な情報は適時提供されます。

10. 協働と協力

協議会は、外部の専門家や関連団体との協働を重視し、その他のステークホルダーも含め相互に利益をもたらす関係を築きます。協力関係を強化し、協議会の目標達成に向けたシナジーを創出します。

協議会ガバナンスガイドラインは、協議会の健全な運営を支える基本的なガイドラインとして機能し、協議会の持続的な発展に寄与します。

改訂履歴

版数	改訂日	改訂理由	改定内容の要約	改訂者	承認者
初版	2025.03.21		新規制定	真柄幸男	伊藤三男
第2版	2025.04.20	機密情報の取り扱い	機密情報の取り扱いについて定め、役職と責任を明確化した。	真柄幸男	伊藤三男